

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第21条の規定による情報の公表  
(島根県警察)

令和6年7月

1 職員に占める女性職員の割合 (令和6年4月)

区 分	女性割合
警 察 官	10.8%
一 般 職 員	56.8%
会 計 年 度 任 用 職 員	35.6%

2 年次有給休暇の平均取得日数 (令和5年)

14.2日

3 男性職員の妻の出産休暇及び育児参加休暇を5日以上取得した職員の割合 (令和5年度)

93.8%

4 男女別の育児休業取得率 (令和5年度)

女性 100%

男性 95.1%

# 令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：島根県警察

〈職員の給与の男女の差異の算出に当たっての定義〉

- 1 職員の対象範囲  
島根県警察の職員
- 2 職員区分  
任期の定めのない常勤職員  
任期の定めのない常勤職員以外の職員（任期付職員、再任用職員、会計年度任用職員等）
- 3 対象とする給与  
令和6年4月から令和7年3月までに支給した給与総額  
ただし、通勤手当（非課税部分）等の実費経費や退職手当は除く
- 4 算出詳細  
(1) 任期の定めのない常勤職員以外の職員の職員数は、勤務時間に応じて人数を換算  
(2) 国の機関等からの出向者の勤続年数は、国家公務員等における勤続年数を通算

## 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異	
	（男性の給与に対する女性の給与の割合）	
任期の定めのない常勤職員	77.4	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	81.1	%
全職員	75.7	%

## 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- \* 任期の定めのない常勤職員の給料については、県の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。
- \* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異	
	（男性の給与に対する女性の給与の割合）	
本庁部局長級・本庁次長級	—	%
本庁課長級	92.5	%
本庁課長補佐級	90.0	%
本庁困難係長級・本庁係長級	80.8	%

### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異	
	（男性の給与に対する女性の給与の割合）	
36年以上	90.3	%
31～35年	88.4	%
26～30年	84.8	%
21～25年	84.2	%
16～20年	84.6	%
11～15年	80.1	%
6～10年	84.7	%
1～5年	90.9	%

### 【説明欄】

#### 1 全職員に係る情報について

##### (1) 任期の定めのない常勤職員

- ・ 女性は勤続年数が10年以下の職員割合が高いため、その分平均年間給与が低く、差異が発生している（近年の女性警察官採用強化により、勤続年数が浅い女性警察官が増加）。
- ・ 男性の方が扶養手当及び単身赴任手当の受給者割合が高いことから差異が発生している。

(2) 任期の定めのない常勤職員以外の職員

会計年度任用職員については、男性の方が報酬単価が高い職種（交番相談員等）の職員割合が高いため、平均年間給与が高く、差異が発生している。

2 任期の定めのない常勤職員に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

(1) 役職段階別

- ・ 男性の方が扶養手当及び単身赴任手当の受給者割合が高いことから差異が発生している。
- ・ 男性の方が時間外勤務手当の支給額が多く、役職段階別で見ると、特に本庁困難係長級・本庁係長級でその差が大きい。

(2) 勤続年数別

男性の方が扶養手当及び単身赴任手当の受給者割合が高く、特に勤続年数 6 年～25 年でその差が大きい。そのほか、勤続年数別で見ると、次のことから差異が発生している。

- ・ 1～5 年、6～10 年、11～15 年

男性の方が時間外勤務手当の受給額が高い

- ・ 21～25 年、26～30 年、31～35 年、36 年以上

男性の方が宿日直手当の受給額が高い

3 その他

任期の定めのない常勤職員に係る役職段階別及び勤続年数別の情報について

2 (1) の表中、「本庁部局長級・本庁次長級」は該当する女性の職員がいないため非表示